

所沢市集団資源回収事業

参加協力業者助成金制度

マニュアル

このマニュアルは
回収業者さん専用です！



目次



- P.1 集団資源回収の「助成金制度」とは
- P.2 助成金交付の条件
- P.5 助成金の申請手続き
- P.7 ①申請書兼請求書
- P.10 ②実施報告書
- P.12 ③仕切り表、計量票等
- P.14 所沢市集団資源回収事業参加
協力業者助成金交付要綱
- P.16 様式集

集団資源回収の「助成金制度」とは

所沢市の集団資源回収制度を維持し、集団資源回収登録業者を支援するため、市の定めた基準価格より古紙の市場価格が下がった場合に回収実績に応じて市が助成金を支払う制度です。



説明を始める前に…

用語の定義

◆ 登録業者

正式には「集団資源回収登録業者」ですが、**登録業者**の略称で記載します。

◆ 古紙

古紙とは**新聞・雑誌・段ボール**の3品目を指します。

- * 「雑がみ」は雑誌と同じ物として扱います。
- * 「紙パック」は古紙に含みません。

◆ 価格の記述

特別な記載がない限り、本書に登場する価格は**1 kg あたりの単価**としてお考えください。 例：1円 → 1円/kg

◆ 市況価格

新聞・雑誌・段ボールの取引価格。市では「日本経済新聞」の毎週木曜日掲載**主要相場 ウィークリー 回収問屋買値**（以下「日経市況」という。）により市場の動向をチェックしています。

◆ 基準価格

助成金交付の可否を決めるライン。**基準価格は5円**です。

◆ 要綱

本書における“要綱”は「所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱」を指します。団体向け報償金の要綱とは別物です。

助成金交付の条件

要綱に定められた交付条件をご紹介します。

条件① 古紙を回収すること

(要綱第4条2項に規定)

助成金の対象となるのは、**古紙（新聞、雑誌・雑がみ、段ボール）のみ**です。空き缶や布、紙パック等、その他の品目は助成金の対象外ですので、あらかじめご了承ください。

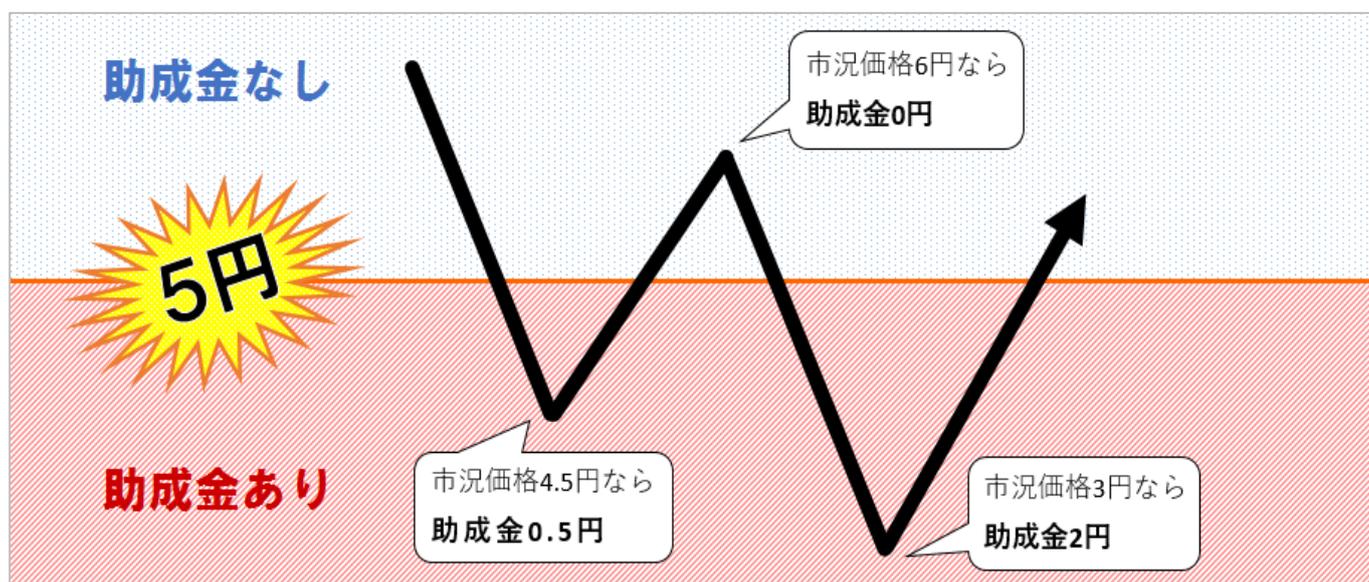
条件② 市況価格が5円未満であること

(要綱第4条に規定)

古紙の市況価格が基準価格を下回った場合、**基準価格との差額**を助成するというのが新たな助成金制度の仕組みです。市況価格は日経市況を参照します。

現在の基準価格は**5円**ですので、市況価格が5円未満になると助成金交付の対象になります。

なお、助成金は0.1円単位で計算し、合計金額は1円未満の端数を切り捨てて交付します。



ポイント① 助成金は品目ごとに交付します

一口に市況価格と言っても、品目ごとに値段が異なります。そのため所沢市では新聞・雑誌・段ボールそれぞれの価格に応じて助成金を交付する方式を採用しました。

ポイント② 市況価格は四半期ごとに判定します

判断基準の1つである「市況価格」は、文字通り市況に合わせて常に変化しており、一定ではありません。当市では市場の動向をより正確に反映するため、**四半期ごとに市況価格の平均を算出して判定**します。

2ページにあるとおり、市況価格の判断基準は日経市況です。

★助成金単価は所沢市HPにて最新情報を公開します★

【[集団資源回収事業 助成金交付制度について](https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/gomiteate/syudanshigenjosei.html)】 「助成金」でサイト内検索 🔍
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/gomiteate/syudanshigenjosei.html>

例：4～6月の助成金を算出する場合

古紙 (東京、回収問屋買値、 1和、現金、円)	
新聞	6
雑誌	2-3
段ボール	4-5

参考：新聞掲載イメージ

- ① 4/1～6/30の期間の日経市況をチェックします。
- ② 3カ月間の情報が出揃ったら、期間内の価格の平均を算出。算出した平均値を「市況価格」とします。

	4/2	4/9		6/18	6/25	3カ月平均
新聞	6.5	6	中	6	6	6
雑誌	3	2.5	略	2.5	2.5	2.5
段ボール	5	4.5		4.5	4.5	4.5

※高値と安値で開きがある場合は、中間値を当該日の価格とします。

- ③ ②の市況価格が、あらかじめ設定された基準価格を下回った品目が助成金の交付対象となります（下図参照）。

	3カ月平均	基準価格	助成金単価
新聞	6円	いずれも 5円	0円
雑誌	2.5円		2.5円
段ボール	4.5円		0.5円

この例だと、5円未満の雑誌と段ボールが助成金の対象に！

助成金 Q & A ①



Q なぜ古紙だけが助成金の交付対象なのですか？

A 客観的な資料があるためです。

公金を用いる立場上、支援の根拠として客観的な資料が必要です。
当市では入手や閲覧が容易で、定期的に情報が更新される日経市況を助成金交付の資料としております。

Q 助成金の単価が変動するのはなぜですか？
一律料金の方が、手続きが簡単だと思うのですが。

A 本当に必要な時に登録業者の皆様を支援するためです。

●市況が悪化している時に有利

市況価格3円なら助成金2円、市況価格0円なら助成金5円、というように、市況の悪化に伴い助成金単価は上昇します。

●急激な市況悪化にもすぐに対応できる

四半期ごとに単価を見直すため、状況に合わせた助成が可能です。

Q 基準価格はなぜ5円なのですか。

A さまざまな資料を比較検討した結果です。

協力業者へのヒアリング、他市町村の状況、過去の記録等を調査し、さまざまな情報を精査し5円が適正価格であると判断したためです。

Q 助成の対象になるのは「行政回収に代わる集団資源回収※」で回収した分だけですか？

A 所沢市の集団資源回収で回収した古紙であれば、すべて助成の対象です。

子供会等が実施する通常の資源回収も、自治会が実施する「行政回収に代わる集団資源回収」どちらも対象になります。

※市が指定する「新聞・雑誌・雑がみ・段ボール」の回収日に、市の収集を止める代わりに自治会が契約した資源回収業者が集積所回収を行う仕組みのこと

助成金の申請手続き

助成金の申請に必要な書類や注意事項をご案内します。

● 申請期限と振込予定

対象期間	申請期限	交付予定
4～6月	7月15日	8月末
7～9月	10月15日	11月末
10～12月	1月15日	2月末
1～3月	3月31日	5月中旬～下旬

※事務の進行状況によっては、予定よりも交付が遅れる場合がございます。
あらかじめご了承ください。

● 提出先

資源循環推進課

〒359-8501

所沢市並木1-1-1 市役所5F

TEL: 04-2998-9146 (直通)

※郵送での提出も可能です。



● 必要書類

① 集団資源回収事業参加協力業者助成金交付申請書兼請求書

* 左上に「様式第1号」と書かれたA4サイズの書類

② 集団資源回収実施報告書

* 左上に「様式第4号(その3)」と書かれたA5サイズの複写紙

③ 仕切り表、計量票等 (コピーの提出でも可)

* 各回収日の計量記録の業者控え。

問屋によって名称は異なります。

記入例と見本は
7ページから!



助成金 Q & A ②



Q 申請締切が早すぎるのではないのでしょうか。

A 当面は5ページのスケジュールで交付事務を行います。

団体向け報償金交付事務との兼ね合いもあり、翌月15日までとさせていただきます。また、申請期限が延びると交付日も遅れてしまいます。運用上の不都合が生じた場合は随時見直しを行ってまいります。

Q 期限までに提出できない場合、次回まとめて提出することはできますか。(例：4～6月分を7～9月分と同時に提出)

A できません。

単価が一定の団体向け報償金と異なり、助成金は四半期ごとに単価の見直しを行います。まとめて申請すると正確な交付ができませんので、必ず各期間の締切を遵守してください。

Q 郵送で提出することは可能ですか。

A 助成金は郵送での提出も可とします。

助成金は添付書類の量が膨大になると予想され、窓口で直ちに内容確認・修正依頼をするのが難しいのが理由です。
なお、書類不備が判明した場合は修正依頼の連絡を差し上げますので、早急にご対応ください。

報償金と助成金とでは、手続きの方法や必要書類が異なります。

混同や誤解を避けるため、団体から報償金の申請方法に関する質問がありましたら、資源循環推進課に直接問い合わせるようお願いください。



① 申請書兼請求書

様式第1号

記入例

所沢市集団資源回収参加協力業者助成金交付申請書兼請求書

登録番号

令和●年 ●月 ●日

(宛先) 所沢市長

登録業者名 **ひばり回収株式会社**
 所在地 **所沢市並木9-9-9**
 代表者職氏名 **代表取締役 資源 一郎**
 電話 **04-2900-0000**

所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱第5条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

1. 交付申請額 **10449** 円

2. 添付書類 集団資源回収実施報告書、計量票

下記の口座に助成金の振込みを希望します。

ところ	銀行 信用金庫 農業協同組合	並木	本店 支店 出張所
預金種目	支店番号	口座番号	
1. 普通 2. 当座	999	1234567	
フリガナ	ヒバリカイシュウ(カ) ダイヒヨウ シゲン イチロウ		
口座名義人	ひばり回収株式会社 代表 資源 一郎		

申請内訳

No.	回収先登録団体及び () 内に登録番号	紙類回収数量	助成金の 単価	金額 (数量×単価)
1	ひこうき子供会 ()	新聞 345 kg	0 円	0 円
		雑誌・雑がみ 234 kg	3 円	702 円
		段ボール 123 kg	1.2 円	147 円
		合計 702 kg	—	849 円
2	さといも町内会 ()	新聞 2660 kg	0 円	0 円
		雑誌・雑がみ 1940 kg	3 円	5820 円
		段ボール 3150 kg	1.2 円	3780 円
		合計 7750 kg	—	9600 円

① 登録番号 記入不要です。

② 日付 提出する日をご記入ください。

③ 押印 令和4年度より省略可能となりました。

※訂正印で訂正を行った場合は押印をお願いいたします。

④ 交付申請額

受け取る助成金の合計をご記入ください。(⑦の合計欄をすべて足した額)
この項目は訂正印を使っても修正できませんのでご注意ください。

⑤ 振込口座

- ・必ず法人名義の口座を使用してください。
- ・口座名義人とフリガナは、通帳の記載と統一してください。

★法人名等は略称を使うこともできます。株式会社⇒(カ) 有限会社⇒(ユ) 営業所⇒(エイ)

⑥ 申請内訳

⑦ 金額欄

内訳欄は回収を行った団体ごとに実績をご記入ください。回収団体が多い場合は別紙をご利用ください。(別紙は内訳欄のみの用紙です)

団体名は「実施報告書」の記載に合わせてください。
() 内は記入不要です。

数量×単価の結果、小数点以下の端数が生じた場合は切り捨ててください。
例：147.6円⇒147円

No.	回収先登録団体及び () 内に登録番号	紙類回収数量	助成金の 単価	量×単価
1	ひこうき子供会 ()	新聞 345 kg	0 円	0 円
		雑誌・雑がみ 234 kg	3 円	702 円
		段ボール 123 kg	1.2 円	147 円
		合計 710 kg	—	849 円

各品目の3カ月分の回収量を
集計してください。

助成金の単価は、確定次第
所沢市HPで公開します。

団体ごとの小計をすべて足
すと、交付額になります。

助成金 Q & A ③



Q 印鑑を省略することはできませんか。
また、申請書兼請求書（様式第1号）と実施報告書（様式第4号）の印鑑は、別の物ではいけませんか。

A 令和4年度より、押印の省略が可能となりました。
申請書兼請求書（様式第1号）と実施報告書（様式第4号）ともに押印省略可能です。

Q 記載を誤った場合、訂正はできますか。

A 一部を除き、二重線と訂正印で修正できます。

訂正印で修正された場合は、同じものを代表者職氏名の横に押印をお願いいたします（7ページの記載例③の部分）。

ただし、合計金額欄（7ページの記入例④）は、「所沢市会計規則」第74条の規定により、いかなる理由でも修正できません。

Q 助成金単価が決まったら、郵便でも通知されますか。

A ホームページ公開のみです。

単価の決定から提出締切までの期間が短いため、各期の単価のお知らせはホームページ公開のみとさせていただきます。

【集団資源回収事業 助成金交付制度について】 「助成金」でサイト内検索 🔍
<https://www.city.tokorozawa.saitama.jp/kurashi/gomi/gomiteate/syudanshigenjosei.html>

② 実施報告書

様式第4号

契約団体が記入する欄です。

集団資源回収実施報告書

記入例

単価と売却金額(契約団体へ支払う金額)は従来どおりに記載してください。

団体名 ひこうき子供会
 代表者住所 所沢市花園8-8-8
 氏名 集団 太郎
 電話 090(9999)9999

集団資源回収により、右のとおり下記の登録(取扱)業者に引き渡したことを報告します。

記

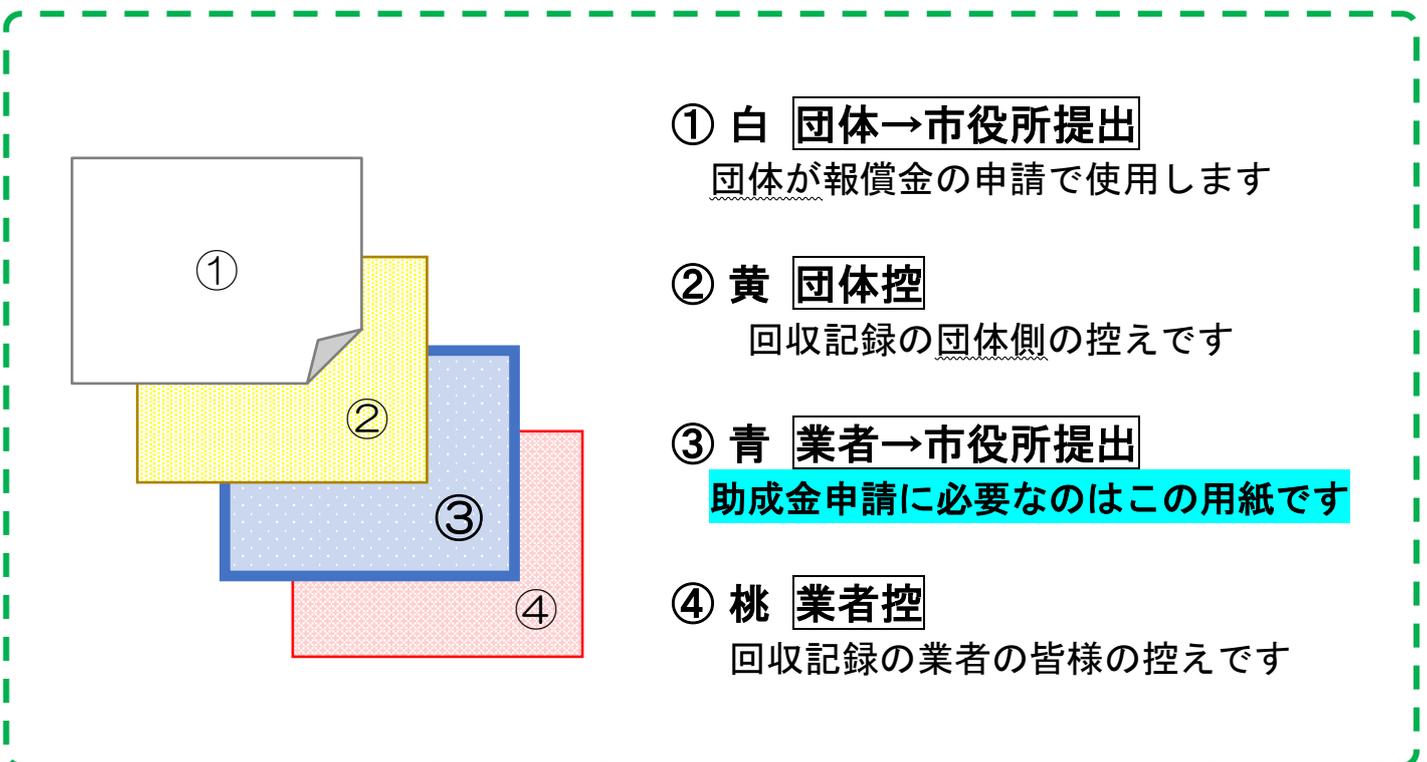
業者名 ひばり回収株式会社
 住所 所沢市並木9-9-9
 代表者名 代表取締役 資源 一郎
 電話 04(2900)0000

※この報告書は、押印省略可能となりました。申請書に添付してください。

(令和●年 ▲月 ◆日実)

品 目	数 量	単 価	売却金額
新 聞	70 kg	1 円	70 円
雑誌・雑がみ	60 kg	0 円	0 円
段 ボ ール	80 kg	0 円	0 円
布 類	kg	円	円
スチール缶	kg	円	円
アルミ缶	10 kg	20 円	200 円
紙 パ ッ ク	5 kg	0 円	0 円
		円	円
		円	270 円
合 計			円

実施報告書は4枚複写の用紙であり、それぞれ用途が異なります(下図参照)。
 複写用紙の①と②は報償金用、③と④が助成金用の書類です。



助成金 Q & A ④



Q 団体側の記名・押印をもらうのが大変なので、空白のまま提出したいのですが。

A 団体側の記名は必要ですが、押印は省略可能となりました。

所沢市の集団資源回収で集めた証明として、団体側の記名が必要です。
令和4年度より、押印は省略可能となりました。

Q 市役所提出用の青い用紙を紛失してしまったのですが、どうすればよいでしょうか。

A 下記のいずれかの方法で対処してください。

I. 新しく実施報告書を作成する

II. 他のページのコピーをとる（10ページ①②④のいずれか）

IIは令和2年度のみの特に対応です。必要事項が印字されていれば、改めて記名・押印する必要はございません。

Q 業者控えの桃色の用紙は、処分しても構いませんか。

A 要綱第7条の規定により、翌会計年度から起算して5年間の保存が必要です。

例えば令和2年度の書類であれば、令和7年度まで保存してください。

会計年度…令和2年度	翌会計年度から起算して5年…令和3～7年度
------------	-----------------------

控えは集団資源回収を実施した証拠書類です。助成金の交付に異議がある場合や、市が交付状況の調査を実施する際に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、保存期間の設定は「所沢市文書管理規則」に基づいております。

Q 団体への売却があると、助成金は減額されてしまいますか。

A 売却価格は助成金交付に影響しません。

団体への売却状況に関係なく、要綱の基準に則り交付します。（助成金単価の算定方法は3ページ参照）

③ 仕切り表、計量票 等

② 実施報告書の内容を証明するものとして、回収当日の計量記録もご提出ください。計量記録は「仕切り表」「計量票」等、発行元によって書式や名称が異なりますが、**次の3点**が記載されていれば問題ありません。

業務の都合で原本の提出が難しい場合はコピーをご提出ください。

回収日時 **回収した品目** **品目ごとの重量（正味量）**

計量記録の例



上図のような記録を発行できない場合や、複数団体の回収物をまとめて計量している場合は、「台貫表内訳一覧表」に団体ごとの回収量をご記入ください。

業者名(ひばり回収株式会社)		回収日(▲月 ◆日)								
No.	団体名	回収開始時間	新聞	雑誌	段ボール	布類	スチール缶	アルミ缶	紙パック	びん
1	ひこうき子供会	8:00	70	60	80			10	5	
2	狭山茶クラブ	9:00	100	90	120	50				
3	団子の会	10:30	50		40			15		
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計量(kg)			220	150	240	50		25	5	

記入例

助成金の対象となるのは新聞・雑誌・段ボールの三項目です。

※台貫表の数値と必ず一致させてください

複数団体を記録する場合は、全体の計量記録の数量と内訳表の合計量を一致させてください。

助成金 Q & A ⑤



Q 手書きの計量記録は無効ですか。

A 手書きでも構いません。

特に「台貫表内訳一覧表」は手書きのケースが多いかと思えます。

Q 計量記録に押印は必要ですか。

A 必要ありません。

「実施報告書」と内容が一致していれば問題ありません。

Q コピーで提出可能なのはなぜですか。

A ほかの書類と異なり、市役所提出分が無いからです。

通常であれば、団体送付用と業者控えの2枚が発行されるかと思えます。

原本の提出を求めると一方の書類が不足してしまうため、コピー可とさせていただきます。

Q ○月×日は3回に分けて搬入したため、記録も3回分発行されました。この日の記録は1回分だけ提出すれば問題ないでしょうか。

A すべて提出してください。

記録が不足すると、「実施報告書」に記載した実績と合わなくなります。

同日の計量記録はすべて提出してください。

助成金申請で提出された計量票は、報償金申請で提出された計量票と内容に相違ないか審査いたします。



所沢市集団資源回収事業 参加協力業者助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱（平成3年4月1日施行）第4条の規定により登録を受けた団体から資源物を引き取る取扱業者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付に関しては、所沢市補助金等交付規則（昭和55年規則第20号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「資源物」とは、所沢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成8年規則第5号）第2条の2第1項第1号に規定する新聞・雑誌・雑がみ・段ボールをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、所沢市集団資源回収事業報償金交付要綱第5条第1項の規定による登録を受けた取扱業者（以下「登録業者」という。）とする。

(助成金の単価及び額)

第4条 助成金の単価は、別表に定める市況価格が5円を下回った場合に5円から当該市況価格を差し引いた額とする。

2 助成金の額は、前項に定める助成金単価に新聞、雑誌、雑がみ又は段ボールのそれぞれの回収量（1キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量）を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）を合計した額とする。

(交付申請及び請求)

第5条 登録業者は、所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に別に定める所沢市集団資源回収実施報告書を添えて、次に掲げる申請の期間に応じ、当該各号に定める日までに申請するものとする。

- (1) 4月から6月までに実施した事業の助成金 7月15日
- (2) 7月から9月までに実施した事業の助成金 10月15日
- (3) 10月から12月までに実施した事業の助成金 1月15日
- (4) 1月から3月までに実施した事業の助成金 3月31日

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請及び請求をした登録業者に通知するとともに、指定された金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(書類の整備等)

第7条 登録業者は、助成金の交付を受けた資源物の引取りに係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類の保管期間は、当該助成金の交付決定に係る会計年度の翌会計年度から起算して5年間とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

事業を実施した期間	市況価格(1キログラム当たり)
4月から6月まで	当該期間の各週の日本経済新聞「古紙(東京、回収問屋買値)」欄の新聞、雑誌(雑がみを含む。)及び段ボールのそれぞれの高値及び安値の平均価格から算出する。この場合において、0.1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
7月から9月まで	
10月から12月まで	
1月から3月まで	

所沢市集団資源回収参加協力業者助成金交付申請書兼請求書

年 月 日

(宛先) 所沢市長

登録業者名
所在地
代表者職氏名
電 話

所沢市集団資源回収事業参加協力業者助成金交付要綱第 5 条の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

1. 交付申請額 _____ 円

2. 添付書類 集団資源回収実施報告書、計量票

下記の口座に助成金の振込みを希望します。

銀行 信用金庫 農業協同組合		本店 支店 出張所
預金種目	支店番号	口座番号
1. 普通 2. 当座		
フリガナ		
口座名義人		

申請内訳

No.	回収先登録団体及び () 内に登録番号	紙類回収数量	助成金の 単価	金額 (数量×単価)
1	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
2	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円

申請内訳（続）

No.	回収先登録団体及び () 内に登録番号	紙類回収数量	助成金の 単価	金額（数量×単価）
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円
	()	新聞	kg 円	円
		雑誌・雑がみ	kg 円	円
		段ボール	kg 円	円
		合計	kg ー	円

様式第4号

集団資源回収実施報告書

(宛先) 所 沢 市 長

団 体 名

代表者住所

氏 名

電 話 ()

集団資源回収により、右のとおり下記の登録
(取扱) 業者に引き渡したことを報告します。

記

業 者 名

住 所

代表者名

電 話 ()

(年 月 日実施)

品 目	数 量	単 価	売却金額
新 聞	kg	円	円
雑誌・雑がみ	kg	円	円
段 ボ ー ル	kg	円	円
布 類	kg	円	円
スチール缶	kg	円	円
アルミ缶	kg	円	円
紙 パ ッ ク	kg	円	円
		円	円
		円	円
合 計			円

※この報告書は、集団資源回収事業報償金交付申請書に添付してください。

台貫表内訳一覧表

業者名 (

回収日 (月 日)

No.	団体名	回収開始時間	新聞	雑誌	段ボール	布類	スチール缶	アルミ缶	紙パック	びん
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計量 (kg)										

※台貫表の数値と必ず一致させてください

----- キリトリ線 -----

台貫表内訳一覧表

業者名 (

回収日 (月 日)

No.	団体名	回収開始時間	新聞	雑誌	段ボール	布類	スチール缶	アルミ缶	紙パック	びん
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
合計量 (kg)										

※台貫表の数値と必ず一致させてください

所沢市集団資源回収事業 参加協力業者助成金制度マニュアル

- ◆編集・発行 所沢市役所環境クリーン部
資源循環推進課
〒359-8501 所沢市並木1-1-1
TEL 04-2998-9146
FAX 04-2998-9394
Eメール a9146@city.tokorozawa.lg.jp
- ◆発行年月 令和4年5月

《このマニュアルは、森林保護・資源再生利用のため再生紙を使用しています。》

